

## 「袋井市景観条例」の制定に係るパブリックコメントの結果

	意見・提言等の概要	市の考え方
1	<p>条例（案）では、景観法の施行に関する委任事項だけではなく、「第5章 地区における景観の形成」、「第6章 眺望地点」など、市の自主制度が規定されている。</p> <p>市が自主的に制度を設けることは、市の良好な景観形成のために重要なことだと思う。</p> <p>袋井市には、きれいな眺望箇所がたくさんあると思うので、条例に基づき早急に眺望地点を定めて眺望景観の保全に取り組んでほしい。</p> <p>また、遠州三山の周辺や袋井宿周辺など、良好な景観が見られる地区があると思うので、こうした地区では、地区単位の景観形成の取組を推進してほしい。</p>	<p>袋井市では、景観法の委任事項（法の中で、条例で定めるとされている事項）のほか、市民・企業・行政が一体となって景観形成に取り組むために果たすべき役割、眺望地点の指定と整備、景観形成に取り組むものに対する表彰と助成、景観アドバイザー会議の設置などを定めることとしています。</p> <p>眺望地点については、袋井市景観形成ガイドプランの策定時に、市民から募集を行い、20箇所の候補地が挙げられています。眺望地点については、こうした候補地も参考に検討し、所有者や占有者の御理解をいただいたうえで指定し、必要な整備を行います。</p> <p>地区単位の景観形成については、市民等の意向を尊重し、地区景観まちづくり協議会の認定や、景観地区の指定等の制度を活用しながら、市民主体の景観形成活動を支援して参ります。</p>
2	<p>第27条で助成制度が明記されている。</p> <p>地区単位の景観形成の活動や、NPO等の市民団体による景観形成の活動に助成制度が適用されることが明確であれば活動が積極的に展開されることに繋がると思う。</p> <p>具体的な助成制度の内容は、どのようなものか。</p>	<p>景観重要建造物や景観重要樹木の所有者、地区景観まちづくり協議会に対し、その保存や活動促進に向けた、技術的な援助を行います。</p> <p>また、良好な景観形成に関する学習会の開催、地区の景観協定のルールづくり、地区景観まちづくり協議会の組織化に向けた助言などを行います。</p> <p>景観形成に関する市民活動が具体化してきた際には、必要に応じて、活動事業費の補助制度なども検討して参ります。</p>